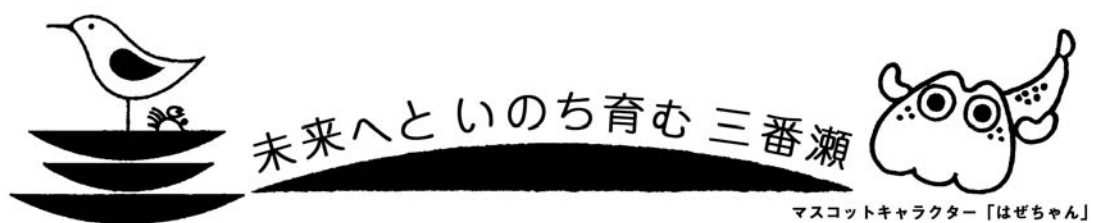


千葉県三番瀬再生計画（新事業計画）（案）

平成 2 2 年 1 2 月

千 葉 県



目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 事業計画の概要 | 1 |
| 第1節 事業計画の位置づけと計画期間 | 1 |
| 第2節 事業計画の構成 | 1 |
| 第3節 事業の時間軸整理 | 3 |
| 第4節 事業計画における4分類の事業例 | 3 |
| 第5節 事業計画事業一覧 | 5 |
| 第2章 事業計画事業 | 6 |
| 第1節 干潟・浅海域 | 6 |
| 1 干潟的環境（干出域等）の形成等 | 7 |
| 2 行徳湿地再整備事業＜後掲第2節＞ | 8 |
| 第2節 生態系・鳥類 | 9 |
| 1 行徳湿地再整備事業 | 10 |
| 2 自然再生（湿地再生）事業＜後掲第5節＞ | 11 |
| 3 干潟的環境（干出域等）の形成等＜再掲第1節＞ | 11 |
| 4 三番瀬自然環境調査事業 | 12 |
| 5 貝類漁業対策＜後掲第3節＞ | 12 |
| 6 三番瀬自然環境調査支援事業＜後掲第9節＞ | 13 |
| 7 三番瀬自然環境データベース事業＜後掲第9節＞ | 13 |
| 8 生物多様性の回復のための目標生物調査事業 | 13 |
| 第3節 漁業 | 15 |
| 1 豊かな漁場への改善の取組 | 16 |
| 2 干潟漁場の環境保全 | 17 |
| 3 ノリ養殖対策 | 17 |
| 4 貝類漁業対策 | 18 |
| 5 漁業者と消費者を結ぶ取組の推進 | 18 |
| 第4節 水・底質環境 | 20 |
| 1 行徳湿地再整備事業＜再掲第2節＞ | 21 |
| 2 自然再生（湿地再生）事業＜後掲第5節＞ | 22 |
| 3 海老川流域の健全な水循環系の再生 | 22 |
| 4 真間川流域の健全な水循環系の再生 | 23 |
| 5 干潟的環境（干出域等）の形成等＜再掲第1節＞ | 23 |
| 6 合併処理浄化槽の普及 | 24 |

| | | |
|------|-------------------------------|----|
| 7 | 産業排水対策 | 24 |
| 8 | 流域県民に対する啓発 | 25 |
| 9 | 下水道の整備と高度処理水の導水 | 25 |
| 10 | 青潮関連情報発信事業 | 26 |
| 11 | 貧酸素水塊情報の高度化 | 26 |
| 第5節 | 海と陸との連続性・護岸 | 28 |
| 1 | 市川市塩浜護岸改修事業 | 29 |
| 2 | 護岸の安全確保の取組 | 30 |
| 3 | 自然再生（湿地再生）事業 | 30 |
| 4 | 干潟的環境（干出域等）の形成等<再掲第1節> | 30 |
| 第6節 | 三番瀬を活かしたまちづくり | 32 |
| 1 | 三番瀬周辺区域におけるまちづくりに対する支援 | 33 |
| 2 | 市川市塩浜護岸改修事業<再掲第5節> | 33 |
| 第7節 | 海や浜辺の利用 | 35 |
| 1 | 干潟的環境（干出域等）の形成等<再掲第1節> | 36 |
| 2 | 市川市塩浜護岸改修事業<再掲第5節> | 36 |
| 3 | 自然再生（湿地再生）事業<再掲第5節> | 37 |
| 4 | ルールづくりの取組 | 37 |
| 第8節 | 環境学習・教育 | 39 |
| 1 | 環境学習・教育事業 | 40 |
| 2 | ビオトープネットワーク事業<後掲第9節> | 40 |
| 第9節 | 維持・管理 | 41 |
| 1 | 三番瀬の維持・管理活動の支援 | 42 |
| 2 | ビオトープネットワーク事業 | 42 |
| 3 | 国、関係自治体の広域的な取組<後掲第12節> | 42 |
| 4 | 三番瀬自然環境調査事業<再掲第2節> | 44 |
| 5 | 三番瀬自然環境調査支援事業 | 44 |
| 6 | 三番瀬自然環境データベース事業 | 44 |
| 第10節 | 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進 | 46 |
| 1 | 三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定 | 47 |
| 2 | ラムサール条約への登録促進 | 47 |
| 第11節 | 広報 | 49 |
| 1 | インターネットなどによる情報発信 | 50 |
| 2 | 三番瀬魅力発信事業 | 50 |
| 3 | 三番瀬再生活動への支援 | 50 |
| 4 | 三番瀬再生標語等普及事業 | 51 |
| 第12節 | 東京湾の再生につながる広域的な取組 | 52 |
| 1 | 国、関係自治体の広域的な取組 | 53 |

第1章 事業計画の概要

第1節 事業計画の位置づけと計画期間

千葉県では、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬を再生・保全するため、「三番瀬再生計画（基本計画）」を平成18年12月に策定し、「生物多様性の回復」、「海と陸との連続性の回復」、「環境の持続性及び回復力の確保」、「漁場の生産力の回復」及び「人と自然とのふれあいの確保」の5つの目標を目指すこととしました。

さらに、「三番瀬再生計画（事業計画）」（計画期間：平成18年度～22年度）を平成19年2月に策定し、基本計画で定める目標の実現に向けて具体的に取り組んできました。

今回、新たに策定する本事業計画は、計画期間を平成23年度～25年度の3か年とし、三番瀬再生会議におけるランドデザインの検討も踏まえながら、基本計画に定める目標を引き続き目指していくために、この3年間に積極的に取り組んでいく事業を取りまとめたものです。

これら事業の展開に当たっては、順応的管理を行い、県民、地域住民、漁業関係者、NPO、国、地元4市等との連携や協働を通し、一体的に取り組むことにより、効果的な推進を図っていきます。

第2節 事業計画の構成

基本計画では、「三番瀬の再生に向けて講ずべき施策」として12の施策を定めています。

本事業計画は、この基本計画に沿って、県が取り組む具体的な事業を12の施策に基づいて取りまとめました。

- | | |
|-----|---------------|
| 第1節 | 干潟・浅海域 |
| 第2節 | 生態系・鳥類 |
| 第3節 | 漁業 |
| 第4節 | 水・底質環境 |
| 第5節 | 海と陸との連続性・護岸 |
| 第6節 | 三番瀬を活かしたまちづくり |
| 第7節 | 海や浜辺の利用 |
| 第8節 | 環境学習・教育 |

第9節 維持・管理

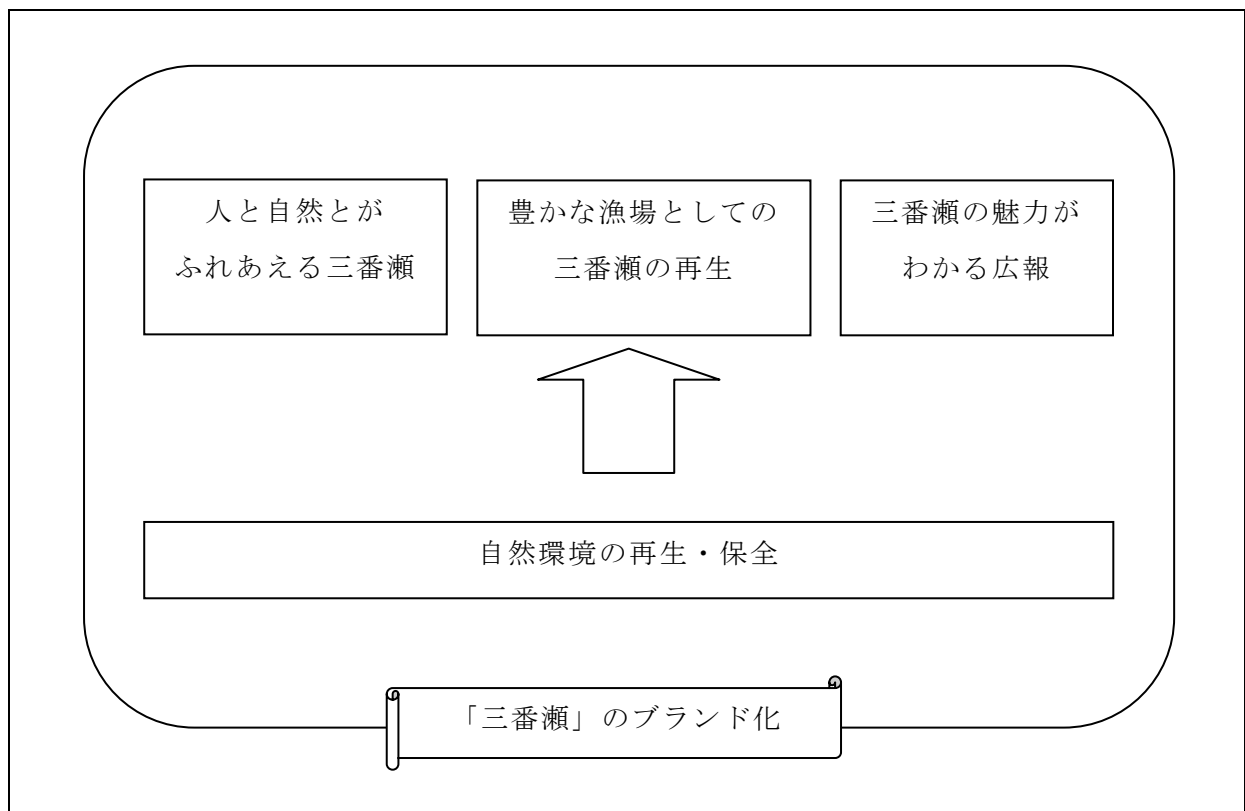
第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進

第11節 広報

第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組

そして、本事業計画では、それぞれの事業を、基本となる「自然環境の再生・保全」や、「人と自然とがふれあえる三番瀬」、「豊かな漁場としての三番瀬の再生」及び「三番瀬の魅力がわかる広報」に分類しています。

これら4分類の事業に取り組むことにより、全体として三番瀬の知名度の向上やイメージアップを図り、「三番瀬」のブランド化を進めていきます。



第3節 事業の時間軸整理

本事業計画の各事業については、計画期間内の目標と取組内容を記載していますが、検討期間を要する事業があることや、同時期にすべてを実施することは、財政面からも困難なため、以下のような時間軸の整理を行いました。

①継続的事業

現在、事業実施中で、継続して実施する事業。

②緊急・早期着手事業

3年以内に着手するよう努める事業。

③中・長期的事業

当面、事業化に向けて必要な調査・検討等を行い、将来的な実施を検討する事業。

第4節 事業計画における4分類の事業例

本事業計画は、34の事業を掲げており、詳細については第2章の各節に記載していますが、4分類の事業例としては以下のものがあります。

(1) 自然環境の再生・保全

【干潟的環境（干出域等）の形成等】

戦後の経済発展の中で全国的に沿岸域の干潟が喪失しており、国では干潟の再生・保全を推進しているところです。

三番瀬においても、埋立てによる後背湿地の消失や干潟の減少、さらには地盤高の低下による干潟の浅海域化等により、自然環境の単調化が進んだことから、干潟的環境（干出域等）を形成し、海と陸との自然の連続的なつながりを回復させることにより、環境の多様化を進めることが求められています。

このため、現在取り組んでいる干潟的環境形成試験を引き続き実施し、その結果について検証・評価の上、市川市塩浜2丁目の護岸前面における干潟的環境の拡大等、多様な環境の回復を目指します。

(2) 人と自然とがふれあえる三番瀬

【市川市塩浜護岸改修事業】

市川市塩浜1丁目、2丁目及び3丁目護岸について、安全かつ生態系に

配慮した護岸改修を進めます。

＜改修の方針＞

塩浜1丁目護岸については、既設鋼矢板の腐食・老朽化が進んでおり、早急に安全性を確保することが必要です。このため、市川市を含めた地元関係者と協議・調整を行いながら、安全かつ生態系に配慮した海岸再生事業に着手し、計画期間内の安全確保を目指します。

塩浜2、3丁目護岸については、これまでに、老朽化の著しい塩浜2丁目における直立護岸の倒壊防止が捨石工により完了しましたが、引き続き、護岸の安全性の確保を図るとともに海と陸との自然な連続性を取り戻すため、地域住民の利用や生態系にも配慮した高潮防護の護岸改修を進めます。

＜モニタリング調査＞

施工中の塩浜2丁目護岸では、現在のところ、事業による著しい環境影響は認められておりませんが、今後施工する区間も含め、引き続き、護岸改修と並行して生物等のモニタリング調査を実施し、改修に伴う自然環境への影響を評価します。

(3) 豊かな漁場としての三番瀬の再生

【豊かな漁場への改善の取組】

三番瀬漁場の生産力の回復を図るため、これまでの検討結果を踏まえ、流れづくりなどの具体的な対策を講じていく必要があります。

このため、漁業者、地元市及び県が協力して覆砂や作濘など漁場改善に取り組むとともに、漁業者と共同で調査を実施して漁場改善効果を把握します。

(4) 三番瀬の魅力がわかる広報

【三番瀬魅力発信事業】

幅広い県民に三番瀬に対する関心・理解を深めるためには、様々な場所で三番瀬を知り、触れ合う機会の提供が必要です。

このため、NPOなどと協力し、三番瀬の魅力を様々な角度から発信していくことができるよう広報活動に取り組みます。

第5節 事業計画事業一覧

| 第2章 節番号 | 事業名 | 分類 | | | 担当課 | 再掲 | |
|------------|------------------------|----------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------|----------------------|
| | | 自然環境の 再生・保全 | 人と自然とが ふれあえる 三番瀬 | 豊かな 漁場としての 三番瀬の再生 | | | 三番瀬の 魅力がわかる 広報 |
| 1節 | 干潟的環境（干出域等）の形成等 | ○ | | | 総合企画部政策企画課 | | |
| | 行徳湿地再整備事業 | ○ | | | 環境生活部自然保護課 | 2節 | |
| 2節 | 行徳湿地再整備事業 | ○ | | | 環境生活部自然保護課 | | |
| | 自然再生（湿地再生）事業 | ○ | | | 総合企画部政策企画課 | 5節 | |
| | 干潟的環境（干出域等）の形成等 | ○ | | | 総合企画部政策企画課 | 1節 | |
| | 三番瀬自然環境調査事業 | ○ | | | 環境生活部自然保護課 | | |
| | 貝類漁業対策 | | | ○ | 農林水産部水産局漁業資源課 | 3節 | |
| | 三番瀬自然環境調査支援事業 | | | | ○ | 環境生活部自然保護課 | 9節 |
| | 三番瀬自然環境データベース事業 | ○ | | | 環境生活部自然保護課 | 9節 | |
| | 生物多様性の回復のための目標生物調査事業 | ○ | | | 環境生活部自然保護課 | | |
| 3節 | 豊かな漁場への改善の取組 | | | ○ | 農林水産部水産局水産課 | | |
| | 干潟漁場の環境保全 | | | ○ | 農林水産部水産局漁業資源課 | | |
| | ノリ養殖対策 | | | ○ | 農林水産部水産局漁業資源課 | | |
| | 貝類漁業対策 | | | ○ | 農林水産部水産局漁業資源課 | | |
| | 漁業者と消費者を結ぶ取組の推進 | | | | ○ | 農林水産部水産局水産課 | |
| 4節 | 行徳湿地再整備事業 | ○ | | | 環境生活部自然保護課 | 2節 | |
| | 自然再生（湿地再生）事業 | ○ | | | 総合企画部政策企画課 | 5節 | |
| | 海老川流域の健全な水循環系の再生 | ○ | | | 県土整備部河川環境課 | | |
| | 真間川流域の健全な水循環系の再生 | ○ | | | 県土整備部河川環境課 | | |
| | 干潟的環境（干出域等）の形成等 | ○ | | | 総合企画部政策企画課 | 1節 | |
| | 合併処理浄化槽の普及 | ○ | | | 環境生活部水質保全課 | | |
| | 産業排水対策 | ○ | | | 環境生活部水質保全課 | | |
| | 流域県民に対する啓発 | ○ | | | 環境生活部水質保全課 | | |
| | 下水道の整備と高度処理水の導水 | ○ | | | 県土整備部下水道課 | | |
| | 青潮関連情報発信事業 | ○ | | | 環境生活部水質保全課 | | |
| | 貧酸素水塊情報の高度化 | | | ○ | 農林水産部水産局水産課 | | |
| 5節 | 市川市塩浜護岸改修事業 | | ○ | | 総合企画部政策企画課 県土整備部河川整備課 | | |
| | 護岸の安全確保の取組 | | ○ | | 県土整備部河川環境課 県土整備部港湾課 | | |
| | 自然再生（湿地再生）事業 | ○ | | | 総合企画部政策企画課 | | |
| | 干潟的環境（干出域等）の形成等 | ○ | | | 総合企画部政策企画課 | 1節 | |
| 6節 | 三番瀬周辺区域におけるまちづくりに対する支援 | | ○ | | 総合企画部政策企画課 県土整備部関係各課 | | |
| | 市川市塩浜護岸改修事業 | | ○ | | 総合企画部政策企画課 県土整備部河川整備課 | 5節 | |
| 7節 | 干潟的環境（干出域等）の形成等 | ○ | | | 総合企画部政策企画課 | 1節 | |
| | 市川市塩浜護岸改修事業 | | ○ | | 総合企画部政策企画課 県土整備部河川整備課 | 5節 | |
| | 自然再生（湿地再生）事業 | ○ | | | 総合企画部政策企画課 | 5節 | |
| | ルールづくりの取組 | | ○ | | 総合企画部政策企画課 | | |
| 8節 | 環境学習・教育事業 | ○ | | | 環境生活部環境政策課 | | |
| | ビオトープネットワーク事業 | | | | ○ | 環境生活部自然保護課 | 9節 |
| 9節 | 三番瀬の維持・管理活動の支援 | ○ | | | 総合企画部政策企画課 | | |
| | ビオトープネットワーク事業 | | | | ○ | 環境生活部自然保護課 | |
| | 国、関係自治体の広域的な取組 | ○ | | | 総合企画部政策企画課 環境生活部水質保全課 | 1 2節 | |
| | 三番瀬自然環境調査事業 | ○ | | | 環境生活部自然保護課 | 2節 | |
| | 三番瀬自然環境調査支援事業 | | | | ○ | 環境生活部自然保護課 | |
| | 三番瀬自然環境データベース事業 | ○ | | | 環境生活部自然保護課 | | |
| 10節 | 三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定 | ○ | | | 総合企画部政策企画課 | | |
| | ラムサール条約への登録促進 | ○ | | | 環境生活部自然保護課 | | |
| 11節 | インターネットなどによる情報発信 | | | | ○ | 総合企画部政策企画課 | |
| | 三番瀬魅力発信事業 | | | | ○ | 総合企画部政策企画課 | |
| | 三番瀬再生活動への支援 | | | | ○ | 総合企画部政策企画課 | |
| | 三番瀬再生標語等普及事業 | | | | ○ | 総合企画部政策企画課 | |
| 12節 | 国、関係自治体の広域的な取組 | ○ | | | 総合企画部政策企画課 環境生活部水質保全課 | | |

※最も関係の深いものに分類しました。

第2章 事業計画事業

「第1節 干潟・浅海域」

【基本計画 第2章第1節】

かつて江戸川河口の広大な干潟の一部であった三番瀬は、埋立てにより後背湿地が消失し、海域が狭められ、干潟が減少しました。さらに、地盤高の低下により干潟の浅海域化が進みました。また、三番瀬への河川等からの淡水や地下水の流入が減り、汽水的環境の場が減少しました。こうして多様であった三番瀬の自然環境の単調化による悪化が進みました。

このことから、三番瀬の環境調査を継続して環境変化を監視しつつ、戦後の埋立てや都市化以前の三番瀬に近づけるため、海と陸との自然の連続的なつながりを回復させ、さらに環境の多様化を進めることにより、多様な生物が生息し、青潮の発生等による環境の急変からの回復力の強い干潟・浅海域を取り戻し、水質の浄化作用等の諸機能の強化を図ることが重要です。

そのため、三番瀬の水循環を健全化し、河川等からの土砂供給を回復させ、多様な塩分濃度を有する汽水的な環境を創出し、海と陸との自然のつながる場所を増やし、生物種と環境の多様性の回復を目指します。

【現状と課題】

土砂の供給による干潟的環境形成の手法を検討するため、人工的に砂を盛り立て、この砂の定着や底生生物の加入状況についての試験を実施しています。

また、汽水的な環境の創出に資するため、猫実川からの淡水導入試験について検討しましたが、施設能力や漁場への影響等から当該河川からの淡水導入試験は困難であることが分かりました。

行徳湿地については、海水交換促進による干出域の拡大や湿地への淡水導入促進により汽水域化を図る施設の整備内容について検討する必要があります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--|---|------------------------|
| <p>2 行徳湿地再整備事業</p> <p>後掲第2節</p> <p>(継続的事業)</p> | <p>3か年の目標：三番瀬との海水交換等の再整備の検討、導流堤改修工事の実施</p> <p><再整備の検討></p> <p>行徳湿地は三番瀬の後背湿地の機能を有する汽水域の場所としての役割を發揮することが期待されており、三番瀬との海水交換促進による干出域の拡大や湿地への淡水導入促進による汽水域化を図る施設等の整備内容について検討する必要があります。</p> <p>このため、引き続き、必要な調査を実施するとともに、学識経験者、NPO、市川市、県関係機関等による行徳内陸性湿地再整備検討協議会を継続して運営し、再整備について検討を行います。</p> <p><導流堤の改修></p> <p>導流堤の老朽化に伴う崩壊を回避するための改修工事を着実に実施します。</p> <p><モニタリング調査、順応的管理></p> <p>事業は、湿地環境への影響評価のための事前の調査や希少種の保全策、事業中及び事業後の継続的調査を実施しつつ、行徳内陸性湿地再整備検討協議会で慎重な検討を重ねながら「順応的管理」により進めます。</p> <p>また、市川市、NPOなど関係者との協働により、湿地環境の悪化防止のための維持管理等を継続して実施します。</p> | <p>環境生活部 自然保護課</p> |

「第2節 生態系・鳥類」

【基本計画 第2章第2節】

現在の三番瀬は、埋立てによる海域面積の減少と河川とのつながりの弱まり、後背湿地の消失、地盤高の低下等による浅海域化、周辺部の都市化等、多くの急激な変化により干潟的環境の多くが失われました。このため、干潟的環境に依存して生息する水鳥類、魚類、底生生物や水生植物の中には姿を消したものがああります。また、種類数の減少以外にも、個体数の減少又は一部の増加傾向等、生息状況が大きく変わったものもあり、生態系も変化しています。

それでもなお、三番瀬には多様な自然環境が存在し、水鳥をはじめとする多くの生物が生息しています。

このことから、多様な環境を保全するとともに、健全で豊かな生態系の回復や、干潟に特有な生物種の復活を図り、生物多様性を高め、様々な生物種が安定して生息できるようにすることが重要です。

そのため、現在残る干潟的環境を保全し、さらに多様な環境の復元を目指すとともに、行徳湿地や河川等と三番瀬の連続したつながりの回復を目指します。

【現状と課題】

行徳湿地を三番瀬の後背湿地の機能を有する汽水域の場所と位置づけ、効果的な海水交換促進による干出域の拡大や、湿地への淡水導入促進による汽水域化を図る施設の整備については、内容を検討する必要があります。

また、多様な環境の復元を目指すため実施した干潟的環境形成の検討については、試験のモニタリングを継続しながら検証・評価を行う必要があります、淡水導入試験については、改めて検討していく必要があります。

さらに、これまで実施した調査結果については、順応的な管理による再生事業の実施に役立てるようする必要があります。

【目標】

効果的な海水交換や、湿地の汽水域化促進のための施設整備について、行徳内陸性湿地再整備検討協議会等により検討を行います。

また、干潟的環境形成の検討・試験により、多様な環境の復元を目指します。

そして、三番瀬自然環境総合解析の結果に基づき、今後の調査について検討を行います。

さらに、生物多様性の回復の目安となる生物種の選定を進め、各種検討委員会等において具体的な再生事業の検討における重要な要素の一つとして取り扱われるよう情報の共有を図っていきます。

【事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|--|----------------|
| 1 行徳湿地再整備事業 | <p>3か年の目標：三番瀬との海水交換等の再整備の検討、 導流堤改修工事の実施</p> <p><再整備の検討></p> <p>行徳湿地は三番瀬の後背湿地の機能を有する汽水域の場所としての役割を發揮することが期待されており、三番瀬との海水交換促進による干出域の拡大や湿地への淡水導入促進による汽水域化を図る施設等の整備内容について検討する必要があります。</p> <p>このため、引き続き、必要な調査を実施するとともに、学識経験者、NPO、市川市、県関係機関等による行徳内陸性湿地再整備検討協議会を継続して運営し、再整備について検討を行います。</p> <p><導流堤の改修></p> <p>導流堤の老朽化に伴う崩壊を回避するための改修工事を着実に実施します。</p> <p><モニタリング調査、順応的管理></p> <p>事業は、湿地環境への影響評価のための事前の調査や希少種の保全策、事業中及び事業後の継続的調査を</p> | 環境生活部 自然保護課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|------------------------|
| (継続的事業) | <p>実施しつつ、行徳内陸性湿地再整備検討協議会で慎重な検討を重ねながら「順応的管理」により進めます。</p> <p>また、市川市、NPOなど関係者との協働により、湿地環境の悪化防止のための維持管理等を継続して実施します。</p> | |
| <p>2 自然再生(湿地再生)事業</p> <p>後掲第5節</p> <p>(中・長期的事業)</p> | <p>3 か年の目標：自然再生（湿地再生）の実現に向けた取組</p> <p>三番瀬では、海と陸との自然な連続性の回復や、人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、湿地の復元等、自然再生の実現を図ることが求められています。</p> <p>このため、自然再生の課題整理等を実施し、市川市や関係機関と協議しながら、関連する事業等と調整を図りつつ、市川市塩浜護岸部における自然再生の基本的な事項の検討を進めます。</p> | <p>総合企画部 政策企画課</p> |
| <p>3 干潟的環境(干出域等)の形成等</p> <p>再掲第1節</p> | <p>3 か年の目標：干潟的環境（干出域等）の拡大等、多様な環境の回復</p> <p>戦後の経済発展の中で全国的に沿岸域の干潟が喪失しており、国では干潟の再生・保全を推進しているところです。</p> <p>三番瀬においても、埋立てによる後背湿地の消失や干潟の減少、さらには地盤高の低下による干潟の浅海域化等により、自然環境の単調化が進んだことから、干潟的環境（干出域等）を形成し、海と陸との自然の連続的なつながりを回復させることにより、環境の多様化を進めることが求められています。</p> <p>このため、現在取り組んでいる干潟的環境形成試験</p> | <p>総合企画部 政策企画課</p> |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--|--|---------------------------|
| (継続的事業) | <p>資源変動要因等の研究を進めます。</p> <p>また、ハマグリ資源の資源培養やホンビノスガイ資源の有効利用を進めます。</p> | |
| <p>6 三番瀬自然環境調査支援事業</p> <p>後掲第9節</p> <p>(緊急・早期着手事業)</p> | <p>3か年の目標：県民参加による自然環境調査の支援</p> <p>三番瀬の再生には、多くの県民がいろいろな形で参加できる必要があります。</p> <p>このため、自然環境調査を主体的に実施するNPOなどに対し、モニタリングマニュアルを提供し、調査器具（底生生物調査用器具一式）を貸し出すこと等により、県民の三番瀬の自然環境への理解がより深まるよう支援します。</p> | <p>環境生活部</p> <p>自然保護課</p> |
| <p>7 三番瀬自然環境データベース事業</p> <p>後掲第9節</p> <p>(継続的事業)</p> | <p>3か年の目標：自然環境データベースの更新</p> <p>三番瀬の再生に当たっては、三番瀬の環境の現況や推移を的確に把握するとともに、再生事業の実施に係る順応的な管理を行う必要があります。</p> <p>このため、逐次、自然環境に関する調査結果データの追加を行うなど更新作業を行います。</p> <p>データベースの活用により、三番瀬の自然環境に関する評価や再生事業に係る順応的な管理の検討を効率的に行うことができます。</p> | <p>環境生活部</p> <p>自然保護課</p> |
| <p>8 生物多様性の回復のための目標生物調査事業</p> | <p>3か年の目標：かつての生物多様性の回復のための目標生物種の選定</p> <p>生物多様性の回復の度合いを県民に分かりやすく示すため、回復の目安となる生物種（目標生物種）の選定を行う必要があります。</p> | <p>環境生活部</p> <p>自然保護課</p> |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|--|-----|
| (継続的事業) | このため、三番瀬再生会議におけるランドデザインの検討も踏まえながら、関係者の合意のもとに目標生物種の選定を行い、安定的な生息や再生に向けた具体的な対策につながるよう、生物と環境の関係を整理します。 | |



行徳湿地位置図

「第3節 漁業」

【基本計画 第2章第3節】

三番瀬とその周辺海域は、多くの魚類や貝類等の産卵、生育の場として、東京湾全域の漁業にとって重要な役割を果たしています。

そして、三番瀬における漁業は、首都圏をはじめとする消費者に新鮮な水産物を供給するとともに、地場産業として地域の経済と社会に大きな役割を果たしています。また、ノリやアサリ等の生産により、海域に流入した窒素・リンの回収を通じて水質浄化に寄与するとともに、貝類漁業において海底を耕うんすることにより底質の維持改善に貢献してきました。

しかし、その漁場環境は、埋立てに伴う海域の減少等により大きく変わり、多くの漁業資源が消滅、減少し、多くの漁法も消えていきました。基幹漁業であるノリ養殖業やアサリ漁業も不安定な生産を強いられ、漁業後継者不足に関しても課題となっています。また、ノリやアサリ等の生産の不振は三番瀬の持つ水質浄化機能の低下を招くことが懸念されます。

このことから、多様な水生生物が安定して生息する生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生を図り、安定した生産と収入が得られ、若年層が将来に希望を持って漁業を引き継ぐことができるようにすることが重要です。

そのため、漁場環境の改善、安定したノリ養殖業やアサリ漁業に向けた研究の推進、漁業基盤の整備、漁業者と消費者を結ぶ「千産千消^{ちさんちしょう}」の推進等に取り組み漁業の振興を目指します。

【現状と課題】

豊かな漁場への改善方法の検討については、これまでの調査検討の結果から、三番瀬では海水交換や底質の改善、波浪の抑制につながる漁場改善策に取り組んでいく必要があると考えられました。

アオサ対策については、その利用について各分野での有効性は認められましたが、アオサの発生は年変動が激しいため、資源として利用するには安定供給が課題となっています。

藻場の造成については、アマモは夏季の高水温や透明度不足により枯死す

ることが判明し、アマモ場を維持するには毎年度移植する必要があるなど効率面で課題があることが明らかになりました。

ノリ養殖業については、海水温の上昇や栄養塩量の変動等により不安定な状況にあることから、安定生産を実現させていく必要があります。

アサリ漁業については、資源量は低水準にあり、特に冬季の減耗対策が課題であることから、資源調査を継続するとともに、効果的なアサリ保護対策について検討を進める必要があります。

また、三番瀬の漁業を活性化させるためには、漁業に対する県民の幅広い理解が必要です。

【目標】

生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生を図るため、漁業者、地元市と協力して海水交換や底質の改善、波浪の抑制につながる漁場改善に取り組むとともに、漁業者によるアオサやヒトデ、ツメタガイの回収除去など良好な干潟漁場環境づくりに向けた取り組みを支援します。

ノリ養殖業については、安定生産に向けて、高水温耐性ノリ品種「ちばの輝き」の普及に取り組むとともに、漁場環境の把握に努めるほか、漁場特性や温暖化に対応した養殖管理技術の指導を継続します。

貝類漁業対策については、アサリの冬季減耗対策や稚貝対策、また、ハマグリ資源培養、ホンビノスガイ資源の有効利用等を推進し、安定した生産を目指します。

また、漁業者と消費者を結ぶ取組については、県下全域の取組との整合を図りつつ、漁業者と消費者との結びつきを深める取り組みを推進します。

【事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------|--|-----------------|
| 1 豊かな漁場への改善の取組 | 3 か年の目標：漁業者・地元市及び県の協力による漁場改善への取組、モニタリング調査を通じた漁場改善効果の把握 | 農林水産部水産局 水産課 |

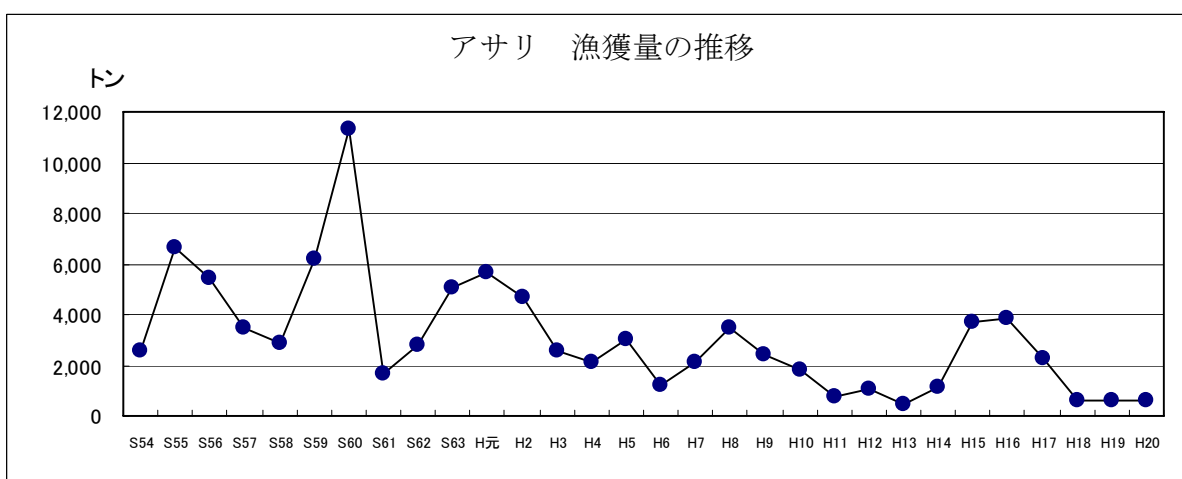
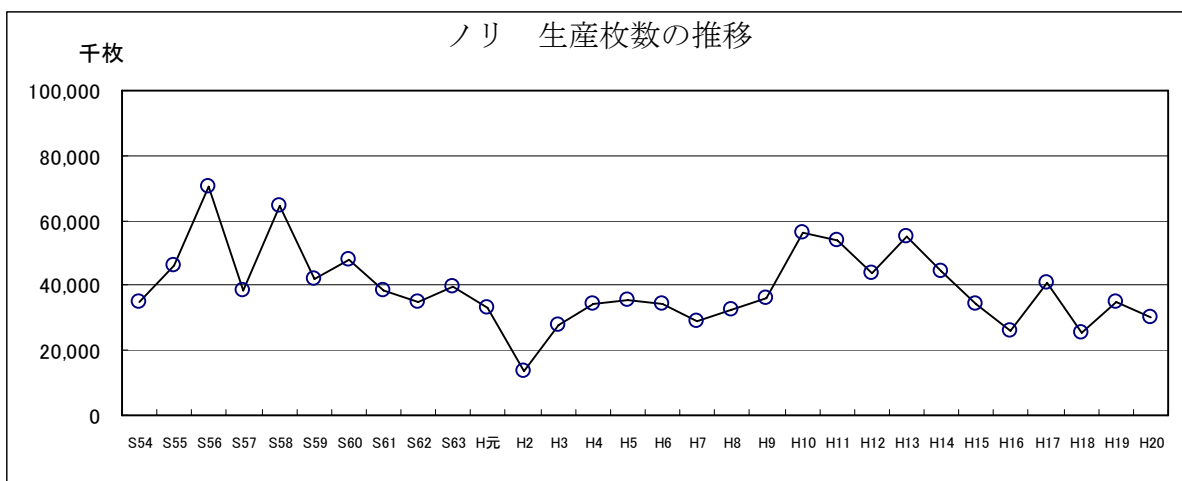
| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------|---|-----------------------|
| (継続的事業) | <p>三番瀬漁場の生産力の回復を図るため、これまでの検討結果を踏まえ、流れづくりなどの具体的な対策を講じていく必要があります。</p> <p>このため、漁業者、地元市及び県が協力して覆砂や作濤など漁場改善に取り組むとともに、漁業者と共同で調査を実施して漁場改善効果を把握します。</p> | |
| 2 干潟漁場の環境保全 (継続的事業) | <p>3 か年の目標：アオサやヒトデ、ツメタガイの回収除去など良好な干潟漁場環境づくりの推進</p> <p>大量に発生するアオサは、堆積・腐敗して、漁場環境に悪影響を及ぼし、また、ヒトデやツメタガイの異常発生は時としてアサリ等二枚貝の食害につながるなど、干潟漁場の環境保全が重要となっています。</p> <p>このため、漁業者によるアオサやヒトデ等の発生量調査など干潟環境のモニタリングや発生状況に応じた回収除去作業を支援するなど、干潟漁場の環境保全を推進します。</p> <p>なお、アオサの有効処理策に関しては引き続き事例収集等を継続します。</p> | 農林水産部水産局 漁業資源課 |
| 3 ノリ養殖対策 | <p>3 か年の目標：三番瀬の漁場特性・環境に対応した適切なノリ養殖管理技術の向上</p> <p>三番瀬におけるノリ養殖は、漁場環境が不安定で、疾病による生産阻害が著しいなど、厳しい生産状況に置かれています。</p> <p>このため、現場での巡回・技術指導等を継続して実施し、漁場特性や環境変化に対応した漁場の行使やノ</p> | 農林水産部水産局 漁業資源課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------|--|-----------------------|
| (継続的事業) | <p>リ網の管理方法など、養殖管理技術のさらなる向上と改善を漁業者と連携して進めます。</p> <p>また、平成18年度から5カ年間をかけて開発した東京湾における海水温の上昇傾向にも適応した新品種ノリ「ちばの輝き」の普及を図り、品質の向上と市場価値の高い年内生産量の増加を目指します。</p> <p>さらに、漁業者が求める新しいノリ品種の作出に向けた取組を進めます。</p> | |
| 4 貝類漁業対策 (継続的事業) | <p>3か年の目標：アサリの冬季減耗対策、稚貝対策、ハマグリ資源培養、ホンビノスガイ資源の有効利用の推進</p> <p>三番瀬ではアサリ資源の低迷が依然として続いており、資源の維持・増大策の実行が求められています。</p> <p>このため、アサリ資源の冬季の減少防止対策について、簡易的な被覆網手法などの効果的かつ実用的な手法の実用化を進めます。</p> <p>さらに、漁業者によるアサリ稚貝採取機等を活用した稚貝の適地移植などの漁場生産力向上の取組を支援します。併せて、アサリの資源分布、肥満度等の調査を行い、調査結果データを活用したアサリの生態及び資源変動要因等の研究を進めます。</p> <p>また、ハマグリ資源培養やホンビノスガイ資源の有効利用を進めます。</p> | 農林水産部水産局 漁業資源課 |
| 5 漁業者と消費者を結ぶ取組の推進 | <p>3か年の目標：漁業者と消費者を結ぶ「千産千消」などの取組推進による、漁業の活性化</p> <p>三番瀬の漁業を活性化させるため、漁業への幅広い</p> | 農林水産部水産局 水産課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|--|-----|
| (継続的事業) | <p>県民の理解が必要です。</p> <p>このため、県下全域の取組との整合を図りつつ、漁業者と消費者との結びつきを深める三番瀬の漁業に関する取組を推進します。</p> | |

三番瀬におけるノリ・アサリの生産量の推移

(資料：千葉農林水産統計年報)



「第4節 水・底質環境」

【基本計画 第2章第4節】

現在の三番瀬は、臨海部の埋立て等による広大な干潟や後背湿地の消失、内陸部での水田・水路の埋立てや小河川の排水路化等によって三番瀬への淡水や土砂の流入量が減少したことにより、かつての干潟的環境と生物多様性が失われ、環境変化に対する回復力が大きく低下しています。

また、生活雑排水等による富栄養化や浚渫窪地の存在、あるいは経済活動を支える上で必要な航路の存在は、三番瀬の生物に悪影響を与える青潮の発生や浸入を促しています。

このことから、海域をこれ以上狭めないことを原則とし、多様な水・底質環境の回復、流入河川等の汚濁負荷の低減による水質改善等を進め、生物多様性の回復及び環境の回復力の確保を図ることが重要です。

そのため、淡水や土砂の流入を通して、多様な塩分濃度の汽水域の復活、干出域の拡大、多様な底質環境の形成について検討するとともに、水質汚濁の原因の調査や監視を行いながら、流入河川の有機物質、りん及び窒素等の負荷量の削減を目指します。

【現状と課題】

三番瀬では、かつての干潟的環境と生物多様性が失われ、環境変化に対する回復力が大きく低下しており、多様な水・底質環境の回復、海と陸とのつながりを踏まえた水循環系の再生が求められています。

また、東京湾の水質は改善傾向にありますが、環境基準の達成状況は依然十分ではなく、三番瀬を含む海域では年に数回程度青潮が発生し、生物に影響を与えています。

【目標】

行徳湿地と三番瀬との効果的な海水交換の促進等を実施するとともに、湿地再生の実現等に向けた取組を進めます。また、引き続き海老川等の流域水循環系の再生に取り組みます。

現在取り組んでいる干潟的環境（干出域等）形成試験を引き続き実施し、その結果について検証・評価の上、干潟的環境の拡大等、多様な環境の回復を目指します。

また、河川及び東京湾の水質改善や、赤潮・青潮の発生抑制を図るため、生活排水対策や産業排水対策等を継続し、流入する汚濁負荷量を削減します。

水質汚濁の原因の調査や監視、「貧酸素水塊」の発生状況の把握と青潮関連情報の提供を継続して実施します。

【事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|--|------------------------|
| <p>1 行徳湿地再整備事業</p> <p>再掲第2節</p> | <p>3か年の目標：三番瀬との海水交換等の再整備の検討、 導流堤改修工事の実施</p> <p><再整備の検討></p> <p>行徳湿地は三番瀬の後背湿地の機能を有する汽水域の場所としての役割を発揮することが期待されており、三番瀬との海水交換促進による干出域の拡大や湿地への淡水導入促進による汽水域化を図る施設等の整備内容について検討する必要があります。</p> <p>このため、引き続き、必要な調査を実施するとともに、学識経験者、NPO、市川市、県関係機関等による行徳内陸性湿地再整備検討協議会を継続して運営し、再整備について検討を行います。</p> <p><導流堤の改修></p> <p>導流堤の老朽化に伴う崩壊を回避するための改修工事を着実に実施します。</p> <p><モニタリング調査、順応的管理></p> <p>事業は、湿地環境への影響評価のための事前の調査</p> | <p>環境生活部 自然保護課</p> |

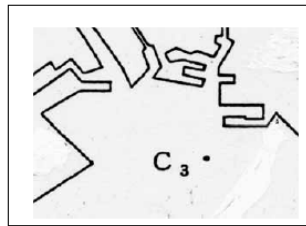
| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|--|------------------------|
| (継続的事業) | <p>や希少種の保全策、事業中及び事業後の継続的調査を実施しつつ、行徳内陸性湿地再整備検討協議会で慎重な検討を重ねながら「順応的管理」により進めます。</p> <p>また、市川市、NPOなど関係者との協働により、湿地環境の悪化防止のための維持管理等を継続して実施します。</p> | |
| <p>2 自然再生(湿地再生)事業</p> <p>後掲第5節</p> <p>(中・長期的事業)</p> | <p>3 か年の目標：自然再生（湿地再生）の実現に向けた取組</p> <p>三番瀬では、海と陸との自然な連続性の回復や、人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、湿地の復元等、自然再生の実現を図ることが求められています。</p> <p>このため、自然再生の課題整理等を実施し、市川市や関係機関と協議しながら、関連する事業等と調整を図りつつ、市川市塩浜護岸部における自然再生の基本的な事項の検討を進めます。</p> | <p>総合企画部 政策企画課</p> |
| <p>3 海老川流域の健全な水循環系の再生</p> <p>(継続的事業)</p> | <p>3 か年の目標：海老川流域の健全な水循環系の再生のための総合的な施策の促進</p> <p>水と陸とのつながりをふまえた三番瀬の水環境の回復を図るためには、三番瀬に流入する河川の水環境を再生することが必要です。</p> <p>このため、海老川及びその流域について、河川流量の増加のための雨水浸透施設設置の啓発に努め雨水浸透対策を促進するほか、緑地の保全などの諸対策を含めた、海老川の健全な水循環系再生のための「海老川流域水循環系再生第三次行動計画」の総合的な施策を促進します。</p> | <p>県土整備部 河川環境課</p> |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--|--|------------------------|
| <p>4 真間川流域の健全な水循環系の再生</p> <p>(継続的事業)</p> | <p>3 か年の目標：真間川流域の健全な水循環系の再生のため総合的な施策の促進</p> <p>水と陸とのつながりをふまえた三番瀬の水環境の回復を図るためには、三番瀬に流入する河川の水環境を再生することが必要です。</p> <p>このため、真間川及びその流域について、河川流量の増加のための雨水浸透施設設置の啓発に努め雨水浸透対策を促進するほか、緑地の保全などの諸対策を含めた、真間川の健全な水循環系の再生のための「真間川流域水循環系再生行動計画」の総合的な施策を促進します。</p> | <p>県土整備部 河川環境課</p> |
| <p>5 干潟的環境（干出域等）の形成等</p> <p>再掲第1節</p> <p>(継続的事業)</p> | <p>3 か年の目標：干潟的環境（干出域等）の拡大等、多様な環境の回復</p> <p>戦後の経済発展の中で全国的に沿岸域の干潟が喪失しており、国では干潟の再生・保全を推進しているところです。</p> <p>三番瀬においても、埋立てによる後背湿地の消失や干潟の減少、さらには地盤高の低下による干潟の浅海域化等により、自然環境の単調化が進んだことから、干潟的環境（干出域等）を形成し、海と陸との自然の連続的なつながりを回復させることにより、環境の多様化を進めることが求められています。</p> <p>このため、現在取り組んでいる干潟的環境形成試験を引き続き実施し、その結果について検証・評価の上、市川市塩浜2丁目の護岸前面における干潟的環境の拡大等、多様な環境の回復を目指します。</p> | <p>総合企画部 政策企画課</p> |

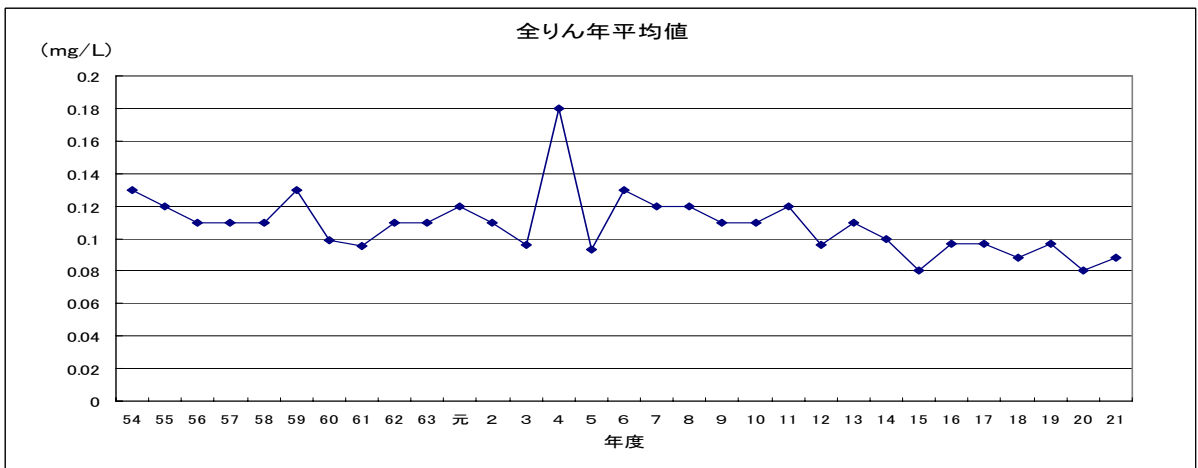
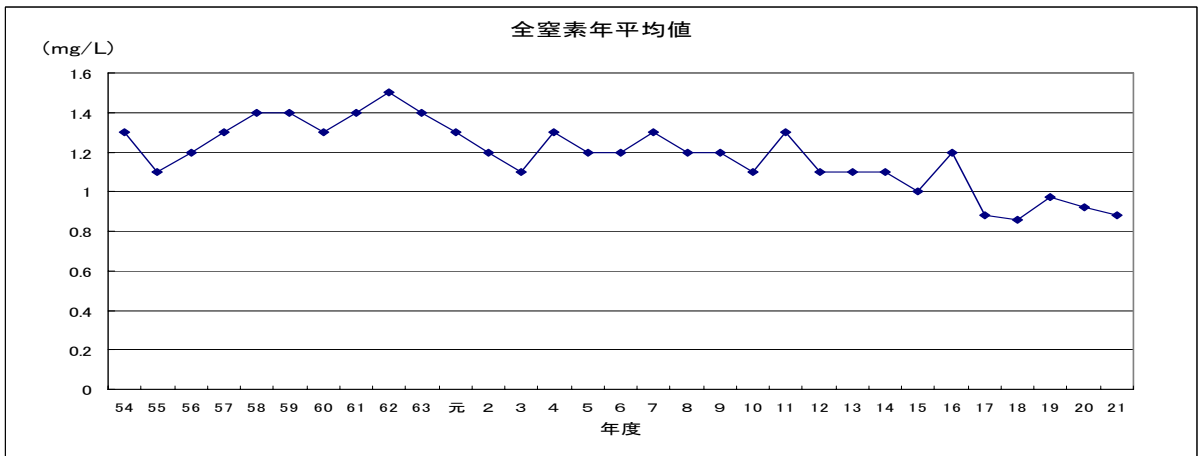
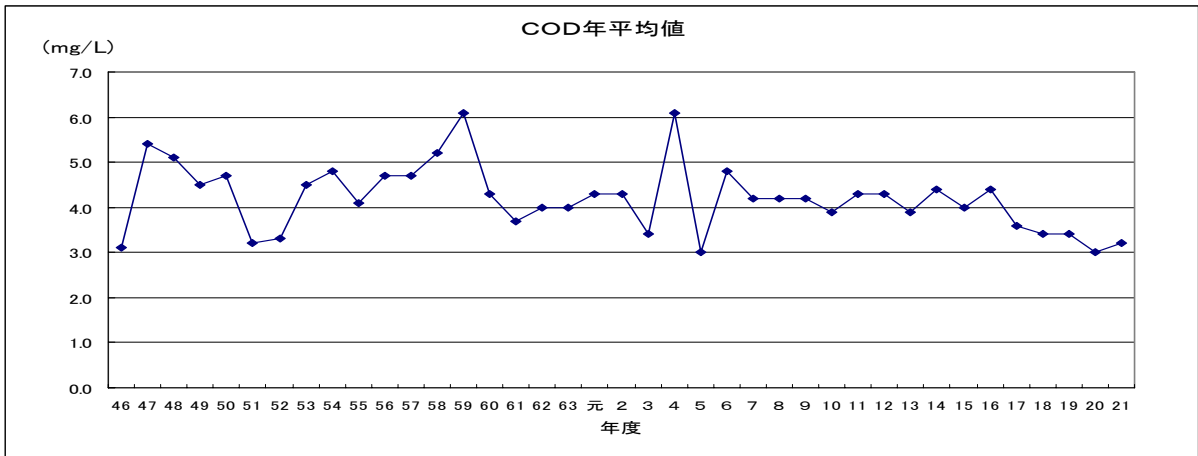
| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------------------------|---|---------------------------|
| <p>6 合併処理浄化槽の普及</p> <p>(継続的事業)</p> | <p>3 か年の目標：水質汚濁防止法に基づき国が定めた総量削減基本方針に従い策定した東京湾総量削減計画に則り、生活排水や産業排水対策等を実施することによる、流入する化学的酸素要求量（COD）、窒素、りんの負荷量の削減</p> <p>生活排水等からの汚濁負荷量を削減するため、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換、及び窒素・りんの処理が可能な高度処理型浄化槽の一層の普及促進等を図る必要があります。</p> <p>このため、合併処理浄化槽への転換の促進に重点を置くとともに、より高性能な浄化槽の普及が図られるよう、市が実施する浄化槽の設置促進事業に対する助成を行います。</p> | <p>環境生活部</p> <p>水質保全課</p> |
| <p>7 産業排水対策</p> | <p>3 か年の目標：水質汚濁防止法に基づき国が定めた総量削減基本方針に従い策定した東京湾総量削減計画に則り、生活排水や産業排水対策等を実施することによる、流入する化学的酸素要求量（COD）、窒素、りんの負荷量の削減</p> <p>東京湾総量削減計画に基づく水質総量規制等により、産業排水からの汚濁負荷量を削減する必要があります。</p> <p>この水質総量規制により、段階的に汚濁負荷量を削減するとともに、関連事業場に対して汚濁防止の徹底を求め、事業場への立入検査等により規制基準の遵守</p> | <p>環境生活部</p> <p>水質保全課</p> |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------------------|---|----------------------------|
| <p>10 青潮関連情報発信事業</p> <p>(継続的事業)</p> | <p>3か年の目標：青潮発生状況の情報発信</p> <p>春から秋に東京湾の海底に発生する「貧酸素水塊」は、三番瀬の水生生物の生息に大きな影響を与えることから、三番瀬の再生を検討する上で最新の海域環境の情報を把握し、共有する必要があります。</p> <p>このため、東京湾に青潮が発生した場合に、水質調査等を実施して青潮の範囲や程度を確認し、随時、関係機関に情報提供を行います。</p> | <p>環境生活部</p> <p>水質保全課</p> |
| <p>11 貧酸素水塊情報の高度化</p> <p>(継続的事業)</p> | <p>3か年の目標：漁業者と共同で調査を実施し、「貧酸素水塊分布予測システム」の運用による貧酸素水塊情報の提供の継続、浅海域への湧昇を予測するシステムの開発に向けた取組</p> <p>春から秋にかけて東京湾の海底に発生する「貧酸素水塊」は、水生生物の生息・分布に大きな影響を与えるため、調査を実施して状況を的確に把握し、迅速に情報提供していく必要があります。</p> <p>このため、漁業者と共同で漁場環境調査を実施し、「貧酸素水塊分布予測システム」を運用して貧酸素水塊情報の提供を継続するとともに、浅海域への湧昇を予測するシステムの開発に取り組みます。</p> | <p>農林水産部水産局</p> <p>水産課</p> |

三番瀬周辺の水質（東京湾3）（公共用水域の測定結果より）



東京湾3



※全窒素・全りんについては、昭和53年度以前は測定していない。

「第5節 海と陸との連続性・護岸」

【基本計画 第2章第5節】

現在の三番瀬は、海と陸との変化に富む自然なつながりが護岸によって断ち切られています。また、直立護岸の一部には、鋼矢板の腐食、老朽化、高さの低下が認められます。

このことから、海と陸との自然な連続性を徐々に取り戻し、人々と三番瀬とのふれあいを確保していくことが重要です。また、安全性が保たれていない護岸については、必要な安全性を早急に確保することが必要です。

そのため、安全性が保たれていない護岸については、安全かつ生態系に配慮した護岸改修を早期に進めるとともに、護岸の海側及び陸側における自然再生への取組の検討、親水スポット等の整備により海と陸との連続性の回復を目指します。

【現状と課題】

塩浜2丁目護岸については、工事前後のモニタリング調査を実施した結果、著しい環境影響は今のところ認められておりません。また、背後のまちづくりとの調和を求められており、まちづくりの進捗に合わせた護岸の改修が必要です。

塩浜1丁目護岸については、既設鋼矢板の腐食・老朽化が進んでおり、早急に安全性を確保することが必要となっています。

自然再生（湿地再生）事業については、護岸も含めた自然再生のイメージについて、用地所有者である市川市から考えが示され議論を進めましたが、護岸整備、海と陸との連続性（自然なつながり）を確保する考え方について、調整する必要があります。

【目標】

海と陸との連続性の回復を図るためには、自然なつながりを取り戻した護岸の整備等が重要です。

このため、市川市塩浜護岸において、安全かつ生態系に配慮した護岸改修

を、モニタリングと順応的管理により、より良い工夫を施しながら進めていきます。

また、自然再生（湿地再生）事業については、市川市塩浜護岸部における自然再生の基本的な事項の検討を進めます。

【事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------------------|--|---|
| <p>1 市川市塩浜護岸改修事業</p> <p>(継続的事業)</p> | <p>3 か年の目標：市川市塩浜1丁目、2丁目及び3丁目護岸について、安全かつ生態系に配慮した護岸改修の推進</p> <p><改修の方針></p> <p>塩浜1丁目護岸については、既設鋼矢板の腐食・老朽化が進んでおり、早急に安全性を確保することが必要です。このため、市川市を含めた地元関係者と協議・調整を行いながら、安全かつ生態系に配慮した海岸再生事業に着手し、計画期間内の安全確保を目指します。</p> <p>塩浜2、3丁目護岸については、これまでに、老朽化の著しい塩浜2丁目における直立護岸の倒壊防止が捨石工により完了しましたが、引き続き、護岸の安全性の確保を図るとともに海と陸との自然な連続性を取り戻すため、地域住民の利用や生態系にも配慮した高潮防護の護岸改修を進めます。</p> <p><モニタリング調査></p> <p>施工中の塩浜2丁目護岸では、現在のところ、事業による著しい環境影響は認められておりませんが、今後施工する区間も含め、引き続き、護岸改修と並行して生物等のモニタリング調査を実施し、改修に伴う自然環境への影響を評価します。</p> | <p>総合企画部</p> <p>政策企画課</p> <p>県土整備部</p> <p>河川整備課</p> |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------------|--|-------------------------------|
| 2 護岸の安全確保の取組 (継続的事業) | 3 か年の目標：護岸の安全確保に向けた具体的な取組の実施 護岸改修計画のある区域以外においても、県民の生命・財産を守るために護岸の安全性を確保することが重要です。 そのため、三番瀬において県が管理する護岸を適切に維持管理します。 | 県土整備部 河川環境課 港湾課 |
| 3 自然再生(湿地再生)事業 (中・長期的事業) | 3 か年の目標：自然再生(湿地再生)の実現に向けた取組 三番瀬では、海と陸との自然な連続性の回復や、人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、湿地の復元等、自然再生の実現を図ることが求められています。 このため、自然再生の課題整理等を実施し、市川市や関係機関と協議しながら、関連する事業等と調整を図りつつ、市川市塩浜護岸部における自然再生の基本的な事項の検討を進めます。 | 総合企画部 政策企画課 |
| 4 干潟的環境(干出域等)の形成等 再掲第1節 | 3 か年の目標：干潟的環境(干出域等)の拡大等、多様な環境の回復 戦後の経済発展の中で全国的に沿岸域の干潟が喪失しており、国では干潟の再生・保全を推進しているところですが。 三番瀬においても、埋立てによる後背湿地の消失や干潟の減少、さらには地盤高の低下による干潟の浅海域化等により、自然環境の単調化が進んだことから、干潟的環境(干出域等)を形成し、海と陸との自然の | 総合企画部 政策企画課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|---|-----|
| (継続的事業) | <p>連続的なつながりを回復させることにより、環境の多様化を進めることが求められています。</p> <p>このため、現在取り組んでいる干潟的環境形成試験を引き続き実施し、その結果について検証・評価の上、市川市塩浜2丁目の護岸前面における干潟的環境の拡大等、多様な環境の回復を目指します。</p> | |



市川市塩浜護岸位置図

「第6節 三番瀬を活かしたまちづくり」

【基本計画 第2章第6節】

三番瀬の後背地には、直立護岸や高架鉄道等により海と街が切り離されている区域が広くあります。一方、地元市においては、まちづくりの主体として、三番瀬を活かしたまちづくりに向けた方針や構想、計画を定める等の取組を進めています。

このことから、市や住民、地権者、NPO等と県が適切な役割分担のもと協力・連携して、景観等に配慮した三番瀬にふさわしいまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、

- 1 浦安側では、日の出地区にある貴重な干出域を活かし、自然環境と住環境が共存するまちづくり
 - 2 市川側では、三番瀬、市川塩浜駅周辺、行徳湿地一帯の自然環境の連続性を持った海と水に親しめるまちづくり
 - 3 船橋側では、ふなばし三番瀬海浜公園を活かした人と自然が共生するまちづくり
 - 4 習志野側では、ラムサール条約湿地である谷津干潟を三番瀬との関連の湿地と位置付け、都市と自然が共生したまちづくり
- 等を促進し、三番瀬の再生・保全に配慮しつつ、三番瀬を活かしたまちづくりを目指します。

【現状と課題】

地元市との協議の場として意見交換会を実施し、必要に応じ、広域的な都市計画の観点から、市に対して助言を行っています。

【目標】

地元市の主体的な取組を最大限尊重しつつ、地元市に対して必要に応じて助言を行い、三番瀬を活かしたまちづくりを支援します。

市川市塩浜護岸においては、海と陸との連続性を取り戻すため護岸改修事業を進めます。

【事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--|--|----------------------------------|
| 1 三番瀬周辺区域におけるまちづくりに対する支援 (継続的事業) | 3 か年の目標：三番瀬周辺区域におけるまちづくりに対する支援 三番瀬周辺区域全体として、海と人とのつながりや地域文化を尊重しつつ、三番瀬の再生に向けたより効果的な取組が行われることが必要です。 このため、三番瀬周辺区域における調和の取れたまちづくりが進むよう、地元市に対して必要に応じて助言を行い、三番瀬を活かしたまちづくりを支援します。 | 総合企画部 政策企画課 県土整備部 関係各課 |
| 2 市川市塩浜護岸改修事業 再掲第5節 | 3 か年の目標：市川市塩浜1丁目、2丁目及び3丁目護岸について、安全かつ生態系に配慮した護岸改修の推進 <改修の方針> 塩浜1丁目護岸については、既設鋼矢板の腐食・老朽化が進んでおり、早急に安全性を確保することが必要です。このため、市川市を含めた地元関係者と協議・調整を行いながら、安全かつ生態系に配慮した海岸再生事業に着手し、計画期間内の安全確保を目指します。 塩浜2、3丁目護岸については、これまでに、老朽化の著しい塩浜2丁目における直立護岸の倒壊防止が | 総合企画部 政策企画課 県土整備部 河川整備課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|--|-----|
| (継続的事業) | <p>捨石工により完了しましたが、引き続き、護岸の安全性の確保を図るとともに海と陸との自然な連続性を取り戻すため、地域住民の利用や生態系にも配慮した高潮防護の護岸改修を進めます。</p> <p><モニタリング調査></p> <p>施工中の塩浜2丁目護岸では、現在のところ、事業による著しい環境影響は認められておりませんが、今後施工する区間も含め、引き続き、護岸改修と並行して生物等のモニタリング調査を実施し、改修に伴う自然環境への影響を評価します。</p> | |

「第7節 海や浜辺の利用」

【基本計画 第2章第7節】

現在の三番瀬は、ふなばし三番瀬海浜公園前での潮干狩り等を除けば、人は海とふれあいにくくなっています。

このことから、三番瀬をふるさとの海として実感できるよう、人々が親しみ、安全に利用できるような取組を進めるとともに、生態系の保全や漁業への配慮を行うことが重要です。

そのため、人が海と親しめる場所や機会の確保、住民参加のもとでの海や浜辺の利用のルールづくりへ取り組んでいきます。

また、長期的には、まちづくりと一体となった三番瀬の保全、地域における三番瀬を保全する文化の発展を目指します。

【現状と課題】

三番瀬をふるさとの海として実感できるようにするため、人が海と親しめる場所や機会を確保していくためには、多くの関係者との合意形成を図るとともに、慎重に進めていく必要があります。

また、生態系や漁業に配慮した海や浜辺の利用に関しては、漁業者、地域住民、利用者等の参加のもとで共通の認識を形成し、賢明な利用に向けたルールづくりが重要です。

【目標】

多くの県民が三番瀬に親しむことができる場所を整備していくとともに、機会を提供していきます。

また、水産資源の持続的利用を図るための既定ルールの徹底はもとより、三番瀬の海や浜辺を賢明に利用していくための新たなルールづくりのための合意形成を進めていきます。

【事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|--|--|
| <p>1 干潟的環境 (干出域等)の形成等</p> <p>再掲第1節</p> <p>(継続的事業)</p> | <p>3か年の目標：干潟的環境（干出域等）の拡大等、多様な環境の回復</p> <p>戦後の経済発展の中で全国的に沿岸域の干潟が喪失しており、国では干潟の再生・保全を推進しているところですが。</p> <p>三番瀬においても、埋立てによる後背湿地の消失や干潟の減少、さらには地盤高の低下による干潟の浅海域化等により、自然環境の単調化が進んだことから、干潟的環境（干出域等）を形成し、海と陸との自然の連続的なつながりを回復させることにより、環境の多様化を進めることが求められています。</p> <p>このため、現在取り組んでいる干潟的環境形成試験を引き続き実施し、その結果について検証・評価の上、市川市塩浜2丁目の護岸前面における干潟的環境の拡大等、多様な環境の回復を目指します。</p> | <p>総合企画部 政策企画課</p> |
| <p>2 市川市塩浜 護岸改修事業</p> <p>再掲第5節</p> | <p>3か年の目標：市川市塩浜1丁目、2丁目及び3丁目護岸について、安全かつ生態系に配慮した護岸改修の推進</p> <p><改修の方針></p> <p>塩浜1丁目護岸については、既設鋼矢板の腐食・老朽化が進んでおり、早急に安全性を確保することが必要です。このため、市川市を含めた地元関係者と協議・調整を行いながら、安全かつ生態系に配慮した海岸再生事業に着手し、計画期間内の安全確保を目指します。</p> <p>塩浜2、3丁目護岸については、これまでに、老朽</p> | <p>総合企画部 政策企画課 県土整備部 河川整備課</p> |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|--|------------------------|
| (継続的事業) | <p>化の著しい塩浜2丁目における直立護岸の倒壊防止が捨石工により完了しましたが、引き続き、護岸の安全性の確保を図るとともに海と陸との自然な連続性を取り戻すため、地域住民の利用や生態系にも配慮した高潮防護の護岸改修を進めます。</p> <p><モニタリング調査></p> <p>施工中の塩浜2丁目護岸では、現在のところ、事業による著しい環境影響は認められておりませんが、今後施工する区間も含め、引き続き、護岸改修と並行して生物等のモニタリング調査を実施し、改修に伴う自然環境への影響を評価します。</p> | |
| <p>3 自然再生(湿地再生)事業</p> <p>再掲第5節</p> <p>(中・長期的事業)</p> | <p>3か年の目標：自然再生(湿地再生)の実現に向けた取組</p> <p>三番瀬では、海と陸との自然な連続性の回復や、人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、湿地の復元等、自然再生の実現を図ることが求められています。</p> <p>このため、自然再生の課題整理等を実施し、市川市や関係機関と協議しながら、関連する事業等と調整を図りつつ、市川市塩浜護岸部における自然再生の基本的な事項の検討を進めます。</p> | <p>総合企画部 政策企画課</p> |
| <p>4 ルールづくりの取組</p> | <p>3か年の目標：三番瀬の海や浜辺の賢明な利用方法の検討</p> <p>将来にわたって人と自然がふれあい、海の恵みを育む三番瀬であるためには、生態系や持続可能な漁業に配慮した賢明な利用を図ることが重要であり、そのためのルールづくりとルールに基づく利用の推進が必要</p> | <p>総合企画部 政策企画課</p> |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|---|-----|
| (継続的事業) | <p>です。</p> <p>このため、三番瀬の利用に係る施設の管理者や関係機関と意見交換を行いながら、利用に係るルールづくりの検討を進めます。</p> | |

「第8節 環境学習・教育」

【基本計画 第2章第8節】

現在の三番瀬は、人と海とが隔てられ、住民にとって必ずしも近いものではありませんが、三番瀬周辺にある浦安市郷土博物館、行徳野鳥観察舎、ふなばし三番瀬海浜公園、谷津干潟自然観察センター、学校等の施設やNPO等により、個々に環境学習・教育への取組が行われています。

このことから、より広範に多くの人々が参加・体験できるように、地域の特性を生かし、各年代層の経験や関心に応じた環境学習・教育を行う体制を作り上げていくことが重要です。

そのため、地域全体で主体的に進められるよう、環境学習・教育のための検討組織を設置して、施設の整備や場の提供に取り組むとともに、人材の育成・確保を目指します。

【現状と課題】

環境問題の改善には、県民一人ひとりが環境に対する意識を持ち、ライフスタイルを見直すことが必要です。

三番瀬の再生には流域を含めた住民活動が必要であり、水循環や生物・生態系を通じた体験型の環境学習が必要です。

【目標】

県民、学校、事業者、行政など環境学習を推進する各主体が連携して、環境学習を行う体制を整備し、環境学習を担う人材育成のシステムづくり、環境学習のための場の提供等について取組を進めます。

また、学校等を中心として流域をつなぐビオトープネットワーク計画について、有識者、地元市等の意見を聴きながら検討します。

【事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--|---|------------------------|
| <p>1 環境学習・教育事業</p> <p>(継続的事業)</p> | <p>3か年の目標：環境学習・教育の実施</p> <p>地球温暖化や生物多様性といった環境問題の改善や三番瀬再生への関心を高めるには、県民一人ひとりが環境に対する意識を持ち、ライフスタイルを見直すことが必要であることから、その取組として環境学習を推進します。</p> <p>このため、千葉県環境学習基本方針に基づき、県民、学校、事業者、行政など環境学習を推進する各主体が連携して、環境学習を行う体制を整備し、以下の取組を進めます。</p> <p>(1) 「ちば環境学習ネットワーク会議」の開催</p> <p>(2) 環境学習を担う人材育成のシステムづくり</p> <p>(3) 環境学習のための場の提供</p> | <p>環境生活部 環境政策課</p> |
| <p>2 ビオトープネットワーク事業</p> <p>後掲第9節</p> <p>(中・長期的事業)</p> | <p>3か年の目標：流域を含めた学校や公園緑地等を中心としたビオトープネットワーク計画の検討</p> <p>三番瀬の再生には、流域を含めた住民の活動が必要であり、水循環や生物・生態系を通じた三番瀬を身近に感ずる体験型の環境学習が必要です。</p> <p>このため、学校等を中心として、「上流から三番瀬までの命のつながり」を意識した流域をつなぐビオトープネットワーク計画について、有識者、地元市等の意見を聴きながら検討します。</p> | <p>環境生活部 自然保護課</p> |

「第9節 維持・管理」

【基本計画 第2章第9節】

三番瀬は、埋立て等が進み地形や生態系が大きく変化した現在でも、大部分が漁場として活用され、持続的生産の維持努力が払われています。その結果、かつての豊かさはありませんが、多様な自然環境が残され、多くの生物が生息しています。

このことから、これらを損なうことなく保全していく必要があるとともに、自然環境の再生に取り組み、次世代に引き継いでいく必要があります。これは自然を相手とする息の長い取組となり、長期的に多くの主体と幅広い世代の参加により進めていくことが重要です。

そのため、漁業者はもとより、多くの個人、団体が参加できる機会を提供し、様々な主体による友好的で広域的なつながりを持つ協働がなされ、三番瀬をふるさとの海として自ら維持・管理するような仕組みの創出を目指します。

また、三番瀬及びその周辺海域の自然環境のモニタリング体制を確立し、水質汚濁や生物多様性の低下等の環境変化に対応できる体制を目指します。

【現状と課題】

三番瀬をふるさとの海として、多くの個人、団体が自ら維持・管理していただけるような機会の提供や、様々な活動に対する支援を引き続き行っていく必要があります。

また、三番瀬流入河川流域や東京湾全体などの広域的なネットワークを活かした広域的な取組を充実させていくことが重要です。

【目標】

三番瀬の自然環境の再生は、息の長い取組が必要です。多くの個人、団体が参加するとともに、連携・協働して取り組んでいけるような仕組みを構築していきます。

また、三番瀬周辺だけではなく、広域的に連携して取り組んでいきます。

【事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|--|--|
| <p>1 三番瀬の維持・管理活動の支援</p> <p>(継続的事業)</p> | <p>3か年の目標：三番瀬における維持・管理活動の支援の継続</p> <p>三番瀬再生のためには、県による維持・管理活動のみならず、関係市や地域住民によって行われている維持・管理活動との連携が重要です。</p> <p>このため、クリーンアップ活動等、三番瀬において地元市や地域住民等によって行われている維持・管理活動を引き続き支援していきます。</p> | <p>総合企画部 政策企画課</p> |
| <p>2 ビオトープネットワーク事業</p> <p>(中・長期的事業)</p> | <p>3か年の目標：流域を含めた学校や公園緑地等を中心としたビオトープネットワーク計画の検討</p> <p>三番瀬の再生には、流域を含めた住民の活動が必要であり、水循環や生物・生態系を通じた三番瀬を身近に感ずる体験型の環境学習が必要です。</p> <p>このため、学校等を中心として、「上流から三番瀬までの命のつながり」を意識した流域をつなぐビオトープネットワーク計画について、有識者、地元市等の意見を聴きながら検討します。</p> | <p>環境生活部 自然保護課</p> |
| <p>3 国、関係自治体の広域的な取組</p> <p>後掲第12節</p> | <p>3か年の目標：東京湾の再生につながる広域的な取組</p> <p>東京湾は、河川等を通じてもたらされる窒素、りんなどによる富栄養化が著しく、赤潮や青潮が発生するなど、湾全体の問題となっています。</p> <p>このため、東京湾の再生には、汚濁負荷量の削減による流入河川の水質改善をはじめとする様々な対策が</p> | <p>総合企画部 政策企画課 環境生活部 水質保全課</p> |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|--|-----|
| (継続的事業) | <p>必要であり、これまで以上に河川流域や東京湾周辺の自治体と連携して、広域的な取組を行います。</p> <p>このことによって、三番瀬の再生に資するとともに、東京湾内に残された貴重な自然としての三番瀬の重要性を周知します。</p> <p>(1) 東京湾総量削減計画の推進</p> <p>一都三県が連携し、水質汚濁防止法に基づき、策定した東京湾総量削減計画により、化学的酸素要求量（COD）、窒素、りん の 負 荷 量 の 削 減 を 進 め て い きます。</p> <p>(2) 九都県市首脳会議による取組</p> <p>九都県市首脳会議の水質改善専門部会では、これまで、国の環境関連の法整備にさきがけて、東京湾の富栄養化防止対策等を実施してきたところですが、引き続き、東京湾の必要な水質改善対策に取り組んでいきます。</p> <p>(3) 東京湾岸自治体環境保全会議による取組</p> <p>東京湾岸自治体（1都2県16市1町6特別区）では、東京湾の水質改善等を図ることを目的に、研修会や湾岸住民への環境保全に係る啓発・イベントなどを実施します。</p> <p>また、東京湾岸自治体を媒体としたネットワークの活用により、広域的な環境保全への取組や水質情報の収集等を行います。</p> <p>(4) 東京湾再生のための行動計画との連携</p> <p>国土交通省等の関係省庁や関係都県市において策定された行動計画に基づき、陸域負荷削減策、海域における環境改善対策等を実施します。</p> | |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--|---|------------------------|
| <p>4 三番瀬自然環境調査事業</p> <p>再掲第2節</p> <p>(継続的事業)</p> | <p>3か年の目標：三番瀬の自然環境の把握</p> <p>平成22年度に実施した三番瀬自然環境総合解析結果を踏まえ、中長期の変動を含めた三番瀬の生態系を引き続き把握するため、今後の調査内容について検討の上、生物とそれを取り巻く環境に関して地形・環境条件、生物の中から、必要な調査を実施します。</p> <p>(参考) 主な調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地形・環境条件 地形・地質・水質・流況 2 生物 底生生物・魚類・藻類・鳥類の各生息状況 | <p>環境生活部 自然保護課</p> |
| <p>5 三番瀬自然環境調査支援事業</p> <p>(緊急・早期着手事業)</p> | <p>3か年の目標：県民参加による自然環境調査の支援</p> <p>三番瀬の再生には、多くの県民がいろいろな形で参加できる必要があります。</p> <p>このため、自然環境調査を主体的に実施するNPOなどに対し、モニタリングマニュアルを提供し、調査器具（底生生物調査用器具一式）を貸し出すこと等により、県民の三番瀬の自然環境への理解がより深まるよう支援します。</p> | <p>環境生活部 自然保護課</p> |
| <p>6 三番瀬自然環境データベース事業</p> | <p>3か年の目標：自然環境データベースの更新</p> <p>三番瀬の再生に当たっては、三番瀬の環境の現況や推移を的確に把握するとともに、再生事業の実施に係る順応的な管理を行う必要があります。</p> <p>このため、逐次、自然環境に関する調査結果データの追加を行うなど更新作業を行います。</p> | <p>環境生活部 自然保護課</p> |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|--|-----|
| (継続的事業) | データベースの活用により、三番瀬の自然環境に関する評価や再生事業に係る順応的管理の検討を効率的に行うことができます。 | |

「第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」

【基本計画 第2章第10節】

三番瀬の再生・保全には、県民、地域住民、漁業関係者、環境保護団体、専門家、国、県、市等の関係者が連携した息の長い取組が必要です。

この取組を支えるために、三番瀬の再生・保全・利用の基本理念、各主体の役割、再生計画、再生事業、三番瀬の保全・利用に関するルール、三番瀬再生会議の設置等を明確にした条例の制定を目指します。

また、三番瀬には、湿地及びその生態系の保護と湿地の賢明な利用を目的とするラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の登録基準を満たす数多くの水鳥が渡ってきます。豊かな生態系を未来の世代にまで残すために、関係者の合意のもとでラムサール条約への登録を促進し、既にラムサール条約湿地となっている谷津干潟との連携を図りつつ、三番瀬の再生・保全を進めることを目指します。

【現状と課題】

条例が県議会の議決案件である以上、条例化に向けての環境の醸成の検討をする必要があります。

また、ラムサール条約への登録促進（その前提としての国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定）をするには、三番瀬全体の取組が進展する必要があります。

さらに、先行（部分）登録しようとする場合でも、例えば、登録する地域の線引きの妥当性や、その地域に限定した自然環境調査の必要性の有無など技術的な課題があると、環境省から聞いています。

【目標】

今後も条例制定に向けての検討を進めるとともに、条例化に向けての環境醸成の検討を進めます。

また、ラムサール条約については、登録に向けた関係者との調整が円滑に進むよう、地元の意見を聞きながら、関係部局が一体となって取り組んでい

きます。

【事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|--|------------------------|
| <p>1 三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定</p> <p>(中・長期的事業)</p> | <p>3か年の目標：条例の制定に向けた取組</p> <p>東京湾奥部に残された貴重な干潟・浅海域の三番瀬は、浦安市、市川市、船橋市及び習志野市の4市に囲まれており、三番瀬の再生・保全・利用には長期的な取組が求められます。将来にわたりその取組を継続的に進めていくためには、三番瀬の再生・保全・利用のための条例を制定することが重要な施策のひとつです。</p> <p>このため、条例の制定を検討し、既存法令との関係の整理・調整、国・地元市、関係者との協議・調整等に取り組めます。</p> <p>また、条例化に向けての環境醸成の検討を進めます。</p> | <p>総合企画部 政策企画課</p> |
| <p>2 ラムサール条約への登録促進</p> | <p>3か年の目標：三番瀬のラムサール条約への登録について関係者の合意形成</p> <p>三番瀬は、ラムサール条約の「国際的に重要な湿地の基準」のうち水鳥等に関する基準を満たしていることが確認されている国際的な価値を有する地域です。</p> <p>また、ラムサール条約が掲げる「賢明な利用」の趣旨は、三番瀬の再生・保全に取り組む上での土台になります。</p> <p>このような国際的な価値を持つ三番瀬が行徳湿地等の関連地とともにラムサール条約に登録されること</p> | <p>環境生活部 自然保護課</p> |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|---|-----|
| (継続的事業) | <p>は、息の長い再生・保全の取り組みを継続的に進めていくための関係者の合意のシンボルとなるものであり、また、未来の世代につなげるメッセージとしても有効です。</p> <p>このため、地元関係者との合意のもとでラムサール条約への登録をするため、地元関係者との調整を進めます。</p> | |

「第 1 1 節 広報」

【基本計画 第 2 章第 1 1 節】

これまで、県では三番瀬の自然や円卓会議の取組を幅広く県民に知らせるため、「ちば県民だより」等、既存の広報媒体を使った広報のほか、NPO等の参加や協力を得ながら、新たな広報手段としてインターネットの活用や広報拠点の設置、シンポジウム等の開催等を行ってきました。

三番瀬の再生・保全には息の長い取組が必要であることから、次代を担う子供たちも含めて県民や地域住民の三番瀬の再生への関心・理解を深めるとともに、県民参加による三番瀬の再生・保全を進めていくことが重要です。また、国際化時代を踏まえて外国の方々にもわかりやすい広報の工夫も必要です。

そのため、地域住民の参加や地域活動の推進、情報の公開とわかりやすい情報の提供や三番瀬を知り、触れ合う機会の提供等に幅広く継続的に取り組み、県民を惹きつける魅力ある広報を目指します。

【現状と課題】

インターネットなどによる情報発信や広報拠点としての三番瀬サテライトオフィスの運営、マスコットキャラクターやシンボルマーク、標語等の公募決定によるイベントでの活用、補助金による支援などを通して、魅力ある広報活動に取り組むとともに、親子等を対象としたイベントによる未来の三番瀬の再生を担う子供たちの育成を進めてきました。

しかし、地域住民の三番瀬の再生への関心・理解を深めるためには、継続的に魅力ある広報活動に取り組む必要があります。

【目標】

三番瀬の再生・保全には息の長い取組が必要であることから、地域住民をはじめ、幅広い県民の三番瀬の再生への関心・理解を深めるとともに、県民参加による三番瀬の再生・保全を進めていくことが重要です。

このため、県民を惹きつける魅力ある広報を目指し、情報の公開とわかりやすい情報の提供を行うとともに、地域住民をはじめ幅広い県民が三番瀬を

知り、触れ合う機会の提供等に継続的に取り組みます。

【事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------------------|--|--------------------|
| 1 インターネットなどによる 情報発信 (継続的事業) | 3か年の目標：最新情報の継続発信 三番瀬の再生には幅広い県民の理解と協力が不可欠であり、常に関心をもつ広報を行う必要があります。 このため、三番瀬に関する各種情報や再生に向けた様々な取組について、インターネットや県民だより、県の広報番組等を活用して、最新の情報を継続的に発信していきます。 | 総合企画部 政策企画課 |
| 2 三番瀬魅力 発信事業 (継続的事業) | 3か年の目標：三番瀬の魅力の発信 幅広い県民に三番瀬に対する関心・理解を深めるためには、様々な場所で三番瀬を知り、触れ合う機会の提供が必要です。 このため、NPOなどと協力し、三番瀬の魅力を様々な角度から発信していくことができるよう広報活動に取り組みます。 | 総合企画部 政策企画課 |
| 3 三番瀬再生 活動への支援 (継続的事業) | 3か年の目標：NPOなどによる再生事業への支援と 県民参加に向けた広報 三番瀬の再生には、地域活動の担い手の育成とそれらの地域活動へ多くの地域住民・県民が参加し、協働して取り組んでいくことが必要です。 このため、NPOなどによる多様な再生事業への取組を支援し、県民参加を促す広報を行います。 | 総合企画部 政策企画課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|---|--------------------|
| 4 三番瀬再生 標語等普及事業 (継続的事業) | 3か年の目標：三番瀬再生の広報に係る標語等の普及 三番瀬の再生のためには、NPOなどによる多様な取組を支援し、県民や企業の参加を促進することが重要です。 このため、三番瀬の再生に関わる様々な分野の人々が共通に使える標語（キャッチコピー）、シンボルマーク及びマスコットキャラクターを効果的に活用し、三番瀬の広報を行っていきます。 | 総合企画部 政策企画課 |

「第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組」

【基本計画 第2章第12節】

三番瀬は、流入する河川の流域や東京湾を通じて広く陸域と海域の影響を受けています。河川等を通じてもたらされる汚濁負荷は赤潮・青潮の発生原因となっており、東京湾全体の問題となっています。

このことから、三番瀬の再生を進めるとともに、国をはじめ、東京湾に流入する河川の流域や東京湾周辺の自治体等と連携を強化して取り組むことが必要です。

そのため、関係自治体、地域住民等と交流・連携を深め、これまでの広域的な取組を継続するとともに、これまで以上に主体的な役割を担い、三番瀬の再生から東京湾の再生へつながる広域的な取組を目指します。

【現状と課題】

東京湾の環境に対する科学的理解は未だ十分とはいえない状況にあり、汚染メカニズムの理解が東京湾再生の効果的な推進に不可欠であることから、引き続き、多様な主体が協働し、一層効率的な推進体制の構築が必要です。

【目標】

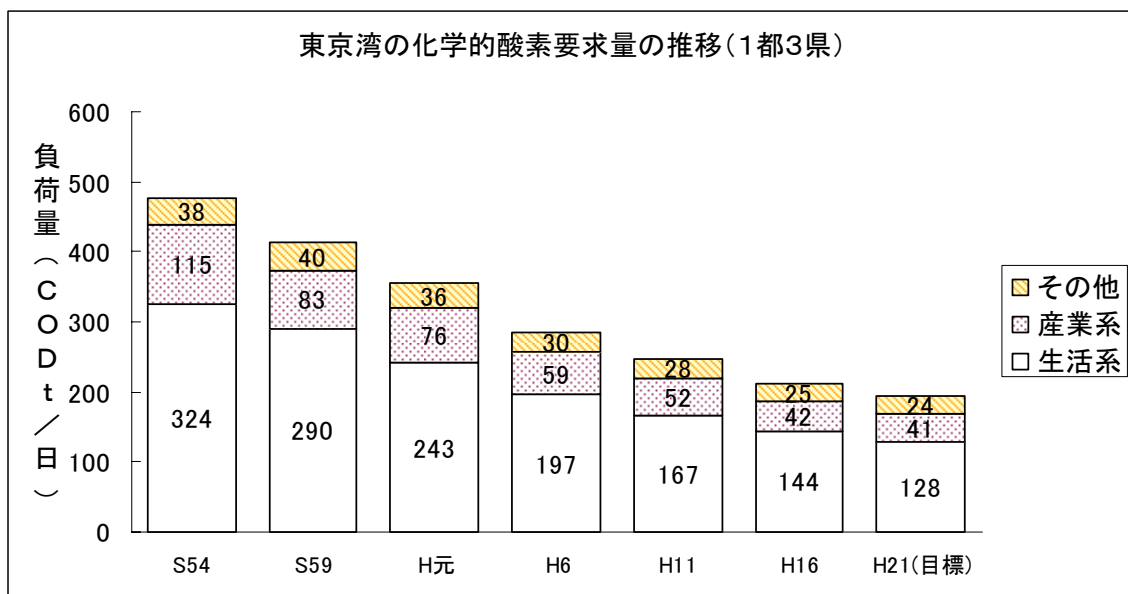
関係自治体、地域住民等と交流・連携を深め、これまでの広域的な取組を継続するとともに、これまで以上に主体的な役割を担い、三番瀬の再生から東京湾の再生につながる広域的な取組を推進します。

【事業】

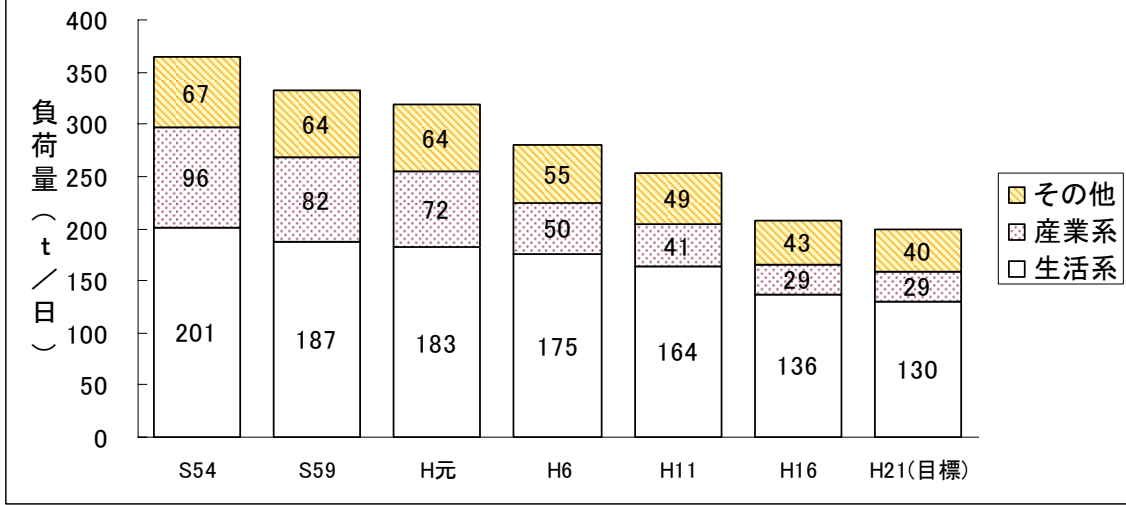
| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|--|
| <p>1 国、関係自治体の広域的な取組</p> | <p>3か年の目標：東京湾の再生につながる広域的な取組</p> <p>東京湾は、河川等を通じてもたらされる窒素、りんなどによる富栄養化が著しく、赤潮や青潮が発生するなど、湾全体の問題となっています。</p> <p>このため、東京湾の再生には、汚濁負荷量の削減による流入河川の水質改善をはじめとする様々な対策が必要であり、これまで以上に河川流域や東京湾周辺の自治体と連携して、広域的な取組を行います。</p> <p>このことによって、三番瀬の再生に資するとともに、東京湾内に残された貴重な自然としての三番瀬の重要性を周知します。</p> <p>(1) 東京湾総量削減計画の推進</p> <p>一都三県が連携し、水質汚濁防止法に基づき、策定した東京湾総量削減計画により、化学的酸素要求量（COD）、窒素、りんの負荷量の削減を進めていきます。</p> <p>(2) 九都県市首脳会議による取組</p> <p>九都県市首脳会議の水質改善専門部会では、これまで、国の環境関連の法整備にさきがけて、東京湾の富栄養化防止対策等を実施してきたところですが、引き続き、東京湾の必要な水質改善対策に取り組んでいきます。</p> <p>(3) 東京湾岸自治体環境保全会議による取組</p> <p>東京湾岸自治体（1都2県16市1町6特別区）</p> | <p>総合企画部 政策企画課 環境生活部 水質保全課</p> |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|--|-----|
| (継続的事業) | <p>では、東京湾の水質改善等を図ることを目的に、研修会や湾岸住民への環境保全に係る啓発・イベントなどを実施します。</p> <p>また、東京湾岸自治体を媒体としたネットワークの活用により、広域的な環境保全への取組や水質情報の収集等を行います。</p> <p>(4) 東京湾再生のための行動計画との連携</p> <p>国土交通省等の関係省庁や関係都県市において策定された行動計画に基づき、陸域負荷削減策、海域における環境改善対策等を実施します。</p> | |

東京湾に流入する汚濁負荷量の経年変化（1都3県合計）



東京湾の窒素負荷量の推移(1都3県)



東京湾のりん負荷量の推移(1都3県)

